

住居確保給付金の概要

1 住居確保給付金とは

住居確保給付金は、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給する制度です。（原則3か月間、申請により最長9か月までの間で、1か月単位の支給となり、本市から貸主等の方に直接振り込みます。）

「**離職・廃業から原則2年以内（出産・傷病等がある場合は最大4年）の方**」や「**個人の責や都合によらない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方（就業機会の減少）**」で、求職活動等を誠実に実施する方が対象です。

※共益費や光熱水費、借地代は対象外です。

※この給付金は、賃貸物件にお住まいの方が対象です。

持ち家（住宅ローン）の場合はご利用いただくことができません。

2 支給額

収入が、「基準額」を超えて「収入基準額」以下の場合、次の計算式で支給額を決定します。

支給額（上記支給額が上限）＝基準額＋実際の家賃額－月の世帯収入

例① 上限額支給

単身世帯で家賃が55,000円、申請月の収入が100,000円の場合の支給額

$81,000円 + 55,000円 - 100,000円 = 36,000円 < 32,000円$ （上限額）

（単身世帯の支給上限額32,000円を超えたため、支給額は32,000円となります。）

例② 一部支給

単身世帯で家賃が55,000円、申請月の収入が110,000円の場合の支給額、

$81,000円 + 55,000円 - 110,000円 = 26,000円$

※基準額は、裏面の「収入要件」の「基準額（A）」をご覧ください。

※収入が世帯毎の収入基準額（単身世帯113,000円）を超えた場合は対象外となります。

5 支給期間中の就職活動等

○受給期間中は、ハローワークへの求職申込みのほか、次のa～cの就職活動を行うことが必要です。

a.月に4回以上的那覇市PSとの面談等の支援を受ける

b.月に2回以上、ハローワーク等における職業相談等を受ける。

c.原則週に1回以上の求人先への応募・面接を受ける。

○就業機会の減少で申請された方で自営業の再建を目指す場合は、次のa～cの活動を行うことが必要です。

a.月に4回以上的那覇市PSとの面談等の支援を受ける

b.原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援をうける。

c.経営相談先の助言等のもと、自立にむけた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組をおこなう。

※就業機会の減少で申請された方で自営業者の方が7か月以降受給される場合は離職者と同様の就職活動が必要となります。なお、就職活動はWワークや副業を目指す活動も含まれます。

6 その他

○住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請や届け出など不適切受給に該当することが判明した場合、支給を中止するとともに、既に支給した給付の全部又は一部について返還していただく場合があります。

○犯罪性のある不適切受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力をを行い、厳正な対応を行います。

7 相談窓口（郵送申請の送り先） ※面談を含む相談全般は事前予約制です。

○相談窓口 那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター（自立相談支援機関）

○所在地 那覇市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A街区6階（グッジョブセンターおきなわ内）

○電話番号 **098-917-5348**（事前予約問い合わせ電話番号）

○開所日 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）

○受付時間 午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時を除く）

○委託元 那覇市役所 福祉部 保護管理課

※裏目面も必ずご確認ください。

支給条件

申請時に次の①～⑧のいずれにも該当する方が対象です。

- ① イ) 離職等又はロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方であること
- ② イ) 申請日において、離職等で当該期間に、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。又は
ロ) 申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること

- ③ イ) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
ロ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること

【収入要件】

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一世帯の方の収入の合計額が、下表の基準額(A)に申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額※(B)を合算した収入基準額(C)以下であること

④

世帯員数	基準額 (A)	申請者が賃借する住宅の家賃額※ (B)	収入基準額 (C)
単身世帯	81,000円	32,000円	113,000円
2人世帯	124,000円	38,000円	162,000円
3人世帯	159,000円	41,800円	200,800円
4人世帯	197,000円	41,800円	238,800円
5人世帯	235,000円	41,800円	276,800円
6人世帯	273,000円	45,000円	318,000円
7人世帯	310,000円	50,000円	360,000円

※ (B) に記載の額は、住宅扶助基準に基づく額です。申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額で算定します。

【資産要件】

申請日における、申請者及び申請者と同一世帯の方の所有する金融資産（預貯金・現金・株式・投資信託・暗号資産）の合計額が下表の金融資産の合計額以下であること

⑤

世帯員数	金融資産の合計額	世帯員数	金融資産の合計額
単身世帯	486,000円	3人世帯	954,000円
2人世帯	744,000円	4人世帯以上	1,000,000円

【求職活動要件】

- ⑥ 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
※離職・廃業・再延長の場合は申請までに公共職業安定所への求職の申込みが必須となります。
- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付金等を、申請者及び申請者と同一世帯の方が受給していないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一世帯の方のいずれもが暴力団員でないこと